

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 5 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成 22 年 1 月 13 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 イオンモール草津 草津市新浜町 193 番 2 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1 代表取締役社長 村上教行
- 3 変更しようとする事項

(1) 変更前

ア 駐車場の位置および収容台数

位置	収容台数
A- 1	495 台
A- 2	245 台
A- 3	120 台
A- 4	40 台
A- 5	130 台
A- 6	345 台
A- 7	65 台
A 棟 4 F	475 台
A 棟 5 F	515 台
A 棟 6 F	615 台
B- 1	140 台
B- 2	125 台
B- 3	370 台
B 棟屋上	385 台
C- 1	17 台
D- 1	248 台
計	4,330 台

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

位置	利用時間帯
A- 1	8 時 30 分から翌 0 時 30 分まで (年間 60 日以内 7 時 30 分から翌 0 時 30 分まで)
A- 2	
A- 3	8 時 30 分から 22 時まで (年間 60 日以内 7 時 30 分から 22 時まで)
A- 4	
A- 5	8 時 30 分から翌 0 時 30 分まで (年間 60 日以内 7 時 30 分から翌 0 時 30 分まで)
A- 6	
A- 7	
A 棟 4 F	
A 棟 5 F	
A 棟 6 F	
B- 1	
B- 2	
B- 3	
B 棟屋上	
C- 1	
D- 1	8 時 30 分から翌 0 時 30 分まで

- ウ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 12 か所
 (2) 変更後

ア 駐車場の位置および収容台数

位置	収容台数
A- 1	495 台
A- 2	245 台
A- 3	120 台
A- 4	40 台
A- 5	130 台
A- 6	345 台
A- 7	65 台
A 棟 4 F	475 台
A 棟 5 F	515 台
A 棟 6 F	615 台
B- 1	140 台
B- 2	125 台
B- 3	370 台
B 棟屋上	385 台
C- 1	265 台
計	4,330 台

イ 来客が駐車場を利用することは出来る時間帯

位置	利用時間帯
A- 1	8 時 30 分から翌 0 時 30 分まで
A- 2	(年間 60 日以内 7 時 30 分から翌 0 時 30 分まで)
A- 3	8 時 30 分 ~ 22 時まで
A- 4	(年間 60 日以内 7 時 30 分から 22 時まで)
A- 5	8 時 30 分から翌 0 時 30 分まで
A- 6	(年間 60 日以内 7 時 30 分から翌 0 時 30 分まで)
A- 7	
A 棟 4 F	
A 棟 5 F	
A 棟 6 F	
B- 1	
B- 2	
B- 3	
B 棟屋上	
C- 1	

ウ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 10 か所

4 変更年月日 平成 21 年 12 月 18 日

5 変更の理由

サーカス公演(平成 21 年 10 月 31 日から平成 21 年 12 月 13 日まで)の終了に伴い、駐車場の位置を変更するため

6 届出年月日 平成 21 年 12 月 11 日

7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県南部環境・総合事務所総務課 草津市草津三丁目 14 - 75

草津市産業建設部商工観光労政課 草津市草津三丁目 13 - 30

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町 3 - 1

(2) 縦覧期間 平成 22 年 1 月 13 日から平成 22 年 5 月 13 日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成 22 年 5 月 13 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課
〒520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1